

# 成年後見制度について

～基本的な事と臼杵市市民後見センターの事～

社会福祉法人 臼杵市社会福祉協議会

臼杵市市民後見センター 東 亮太

## 成年後見制度とは・・・

認知症、知的障がい、精神障がい、発達障がいなどによって物事の判断する能力が十分ではない方について、ご本人の権利を守る援助者（成年後見人等）選ぶことで、ご本人を法律的に支援する制度です。

- ①法定後見制度
- ②任意後見制度

## ①法定後見制度

●ご本人の判断能力が不十分になった後、家庭裁判所によって、成年後見人などが選ばれる制度です。

ご本人の判断能力に応じて「補助」「保佐」「後見」の3つの制度が用意されています。

その方の判断能力によって違ってきます。



## 法定後見制度の概要

	判断能力		
	後見	保佐	補助
対象となる方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てをすることができる方	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市長村長など		
成年後見人等の権限	包括的な代理権	同意権（取消権）○ 代理権△	同意権（取消権）△ 代理権△
成年後見人等ができないこと	・日常生活に関する行為（日用品の購入など）の取り消し・医療同意（関わりは必要）・結婚、離婚（身分行為）に関すること・居所の指定		
成年後見人等の業務に含まれないこと	・家事援助や身体介護（事実行為） ・日用品の買い物など ・病院などへの付き添い		



●代理権、同意権、取消権とは・・・後見の場合・・・  
類型によっては違ってきます。

・代理権・・・本人に代わって、施設などと施設契約を結んだり。入所費用の支払いをします。

・同意権、取消権・・・契約しようとする時に同意を与えたり、同意していないのに、契約してしまったら、その契約の取消をして支援します。

---

## ②任意後見制度

・ご本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合には、あらかじめご本人自ら選んだ(任意後見人)に、代わりにしてもらいたいことを契約(任意後見契約)で決めておく制度です。

---

# 臼杵市のこれまでの取り組み

## ① 臼杵市市民後見センター 設置(平成26年4月)

### <ご紹介>

- ① 令和2年1月に中核機関になりました。
- ② 令和4年11月9日で市民後見人養成講座第9期生修了で8名方が受講を終わられた。昨年8期生までで、臼杵市社協の名簿へ登録されている方が104名になり、3名市民後見人として活動されている。
- ③ 中核機関として、成年後見制度の広報や市民後見人育成や、法人後見、あんサポ、相談業務を主に行っている。